

**第 55 期（令和 7 年度）熊本地方最低賃金審議会
第 7 回 熊本県最低賃金専門部会議事要旨**

1 日 時 令和 7 年 9 月 4 日（木） 13 時 30 分～15 時 50 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 熊本労働局大会議室

3 出席者
(公益代表委員) 倉田委員、諏佐委員、本田委員

(労働者代表委員) 齊藤委員、西委員、山本委員

(使用者代表委員) 岩永委員、浦田委員、原山委員

【事務局】 齊藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、
堀田専門監督官

4 議 題

(1) 金額審議について

5 議事要旨

(1) 部会長から挨拶、今までの金額提示の振返り。
第 1 回目金額提示：労側 1,130 円 使側 991 円
第 2 回目金額提示：乖離額 41 円
第 3 回目金額提示：さらに歩み寄りがあるも、まだ開きがある。
第 4 回目金額提示：さらに歩み寄りがあるも、まだ開きがある。
本日、公益見解を示す。

(2) 発効日について公労使協議
令和 8 年 1 月 1 日発効で合意。

(3) 労使双方より公益代表委員と個別確認。

(4) 公益代表委員より公益見解を示し、時間額 1,034 円を提案。

(5) 採決
基礎数 公益代表委員 2 名
労働者代表委員 3 名
使用者代表委員 3 名

基礎数確認後、使用者代表委員 2 名退席
採決の結果、賛成：公益代表委員 2 名、労働者代表委員 3 名
反対：使用者代表委員 1 名

(6) 採決の結果、賛成多数で本審へ報告することとなった。

(7) 事務局より本審の開催時間を報告し閉会。